



# 冬季死亡災害ゼロ100日運動通信

【運動期間：令和7年11月21日～令和8年2月28日】

令和8年  
1月号

## 新年の新たな決意!!



新年あけましておめでとうございます。  
昨年は皆さまの事業場では無事故・無災害を達成できましたでしょうか?

本年も皆さまが無事故・無災害となるよう、積極的な安全衛生活動の展開をお願いいたします。

さて、新年を迎えると、多くの人が新年の抱負を考えると思います。

岩手労働局では労働災害防止のために『安全決意宣言』という取り組みをしています。日本人は自分の考えを書き物に残すとそれを守ろうとする特徴があり、このことを利用した災害防止の取り組みです。取り組みは年度初めでも年初めでも構いませんが、ちょうどよい区切りの時期ですので、この機会に新たな決意を考えてみましょう。



- ◆ 任意様式でも問題ありません  
(様式を掲載していた岩手労働局ホームページは、現在リニューアル中のため様式ダウンロードする場合はしばらくお待ちください。)
- ◆ 盛り込むと良い内容としては、「事業場名」「職氏名」「決意の内容」などがあります。



(全員の気持ちは掲示すると、社員一丸で災害防止に取り組む迫力ある姿勢が見える化できます!)

## 第14次労働災害防止計画への取組状況の報告をお願いします

1月は、一関監督署管内すべての事業場の皆様に、第14次労働災害防止計画への取組に対する各事業場の進捗状況のご報告をお願いしている時期です。

14次防は、労働災害減少のために、令和5年度から令和9年度までの5年間にすべての事業場が同じ方向性の下で取り組むべき内容を設定したものとなります。例えば、全業種共通事項としては転倒災害防止や高年齢労働者の労働災害防止などがあり、このほか業種ごとの内容もあります。

現時点で未実施項目があっても報告上は問題ありません。最終年度までに全てが実施となるよう取組みをお願いします。まずは現時点の進捗状況把握とご報告をお願いします。



→ 我が社は14次防達成済み!!

## 「1月」は冬季特有災害が最も多い時期です

冬季特有災害の「月別」の発生状況  
(岩手: 平成20年度～令和6年度の17年間)



冬季特有災害の「事故の型」別の発生状況  
(岩手: 平成20年度～令和6年度の17年間)



冬季は通常時期の危険以外にも冬季特有の労働災害の危険も存在します。この冬季特有要因による労働災害は、岩手県内で平成20年度から令和6年度までの17年間に発生した休業4日以上のものとして2735件発生しており、これを月別で見ますと、「1月」は12月の2倍以上で最も多く発生しています。

災害の種類としては、「転倒」が全体の80%を占めて突出しています。

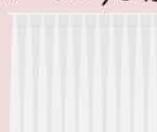
ですので、「1月の転倒」を労働災害防止の重点として進めていただくようお願いします。

なお、冬季の転倒は(後頭部を打つことにより)死亡に至ることもあります。死亡以外であっても、転倒災害による平均休業日数は47日というデータもあり、一月以上の長い間、本人と家族、被災者の不在を穴埋めする同僚や事業場ともに大きなダメージを負います。

労働災害を起こさないことを確実なものとするために、取組むべき管理事項や行動上の注意事項などを確認して万全を期しましょう。

(対策内容は、裏面や関係運動リーフレット等をご確認ください)

## 目で見る「冬の転倒災害防止のための取組事項」

- 1. 安全通路を確保しよう
    - 除雪しよう 
    - 照明を確保しよう 
    - 融雪剤をまこう 
    - 吹き込み防止用ネット(カーテン)も有効 
    - 階段、傾斜地には掴まることができる手すりも有効 
  - 5. 服装・装備品を使用しよう
    - 滑りにくい靴など
    - ピン・金具付きの靴底 
    - 深い溝のある靴底 
    - 作業時のヘルメット 

- 2. 危険箇所を共有しよう (転倒危険マップ)
  - 3. 気象情報を確認しよう
  - 4. 組織的な管理活動を進めよう
    - 安全委員会
    - 巡視
    - 安全教育
  - 6. 冬の『安全な歩き方』を実践しよう
    - 歩幅は小さく
    - すり足で
    - 靴の裏全体をつけて (体重は足全体にかける)
    - ゆっくりと
    - 腰を落とし気味でひざを曲げて
    - 両手でバランスを意識して
    - 滑りにくい靴を履く

 など
  - 7. 声掛けをしよう

## 労働災害の発生状況

- ◆ 一関労働基準監督署管内で令和7年に発生した休業4日以上の労働災害による死傷者数(新型コロナウィルス感染症によるものを除く)(11月末現在)は全産業において137人で、前年同期比で+14人となりました。
  - ◆ 主な業種別では、製造業が42人(前年同期比+10人)、保健衛生業が19人(同+3人)、商業が15人(-3人)、建設業が14人(同-10人)、運輸・交通業が13人(同+2人)などとなっています。
  - ◆ 事故の型別では、「転倒」が44人(同+16人)、「墜落・転落」が32人(同+7人)、「はさまれ、巻き込まれ」が11人(同±0人)などとなっています。
  - ◆ 今年も年代が高いほど被災者が多い特徴に変化がなく、とくに60代での発生が最も多い状況となっています。( エイジフレンドリーリガードラインへの取組みが大切です)

前月末統計以降に新たに全産業で9件が発生していますが、このうちの5件が「墜落、転落」災害であり、この特定の事故の型のみが多発したという特徴が今回見られました。なお、いずれも“2m未満から”でした。

## 労働災害事例 (11月把握分の一部)

- **【畜産業】 墜落、転落**  
餌ラインのつまりを直そうと、脚立を設置したが、“高さが足りずに天板に立ったこと”“地面が平でなく不安定だったこと”により、バランスを崩して墜落した。
  - **【建設業】 墜落、転落**  
高さ1.5mの足場上から屋根にシートをかけようとした際、自分が持っていたシートで足元が見えなくなってシートで足が滑り、足場の軀体側から墜落した。(墜落時に建物の柱に肩を強打した)
  - **【その他】 墜落、転落**  
通りかかった通路の床の“開口部の蓋”が外れていたため、1.5m墜落した。
  - **【清掃、と畜業】 墜落、転落**  
階段の掃除中、お客様通行により作業を中断し再開する時、階段で足を踏み外した。
  - **【商業(新聞販売業)】 墜落、転落**  
新聞配達中、階段に霜がかかっていたため、足を滑らせて、階段下までの5~6段転落した。

令和8年  
1月1日  
から  
施行

- ◆ 特定自主検査が必要な機械については、新設される特定自主検査基準を遵守した検査の実施が義務付けられます。(これまで定期自主検査指針がありましたが、指針に従わずに検査を実施し、事故に至った事例が存在していることを踏まえた改正です。)
  - ◆ 工作物の解体・改修・メンテナンス等の工事にあたっては、「工作物石綿事前調査者」(講習修了者)による事前調査が必要となります。(事前調査結果報告の報告項目も若干変更されています)

令和7年10月29日から順次施行  
(令和8年4月1日～令和8年10月1日～)

電離放射線業務に関して、特別教育の対象業務を拡大、医療用エックス線装置の範囲を明確化、放射線装置に係る事業者の措置義務の拡大、作業主任者の職務の見直しが改正されます。